

障害福祉サービス【居宅介護】

～ヘルパーができること・できないこと～

調理・掃除・洗濯などの日常生活の援助（家事援助）

調理や配膳、片付け

食事の見守り

買物の代行

ゴミ出し

衣類の整理・補修

普段過ごす場所の掃除

洗濯・ベッドメイキング

郵便・薬の受け取り

介護相談、情報提供

利用のポイント

○受給者証を持つ本人に対して、本人のいる自宅で援助します。本人以外の家族に対する援助には対応できません。

○日常的なことであり、ヘルパーが代わりにしないと日常生活に支障がでることについて援助します。

○制度で定められているほか事業所や市町の取り決めもあります。事業所のサービス提供責任者にご確認ください。

本人以外の食事作りや使わない部屋の掃除

家電・家具の移動や修理

大掃除

入院先のお見舞い

農作業

庭の掃除

行事食を作る

役所や金融機関の手続き代行

洗車

金銭管理

ペットの世話や散歩

排泄・身だしなみ・健康管理など直接体に触れて行う援助（身体介護）

寝起きの介助・体位変換

移乗

入浴介助・清拭

※軟膏塗布、湿布貼布

点眼、座薬挿入

体温・血圧測定

更衣

トイレ誘導・排泄介助

おむつ交換

ストーマ装着のパウチに溜まった排泄物の廃棄

※整容・耳掃除・ヒゲ剃り・ツメ切り

※服薬の見守り

食事介助・水分補給

以下の医療行為については、援助できません。

インスリン注射、摘便、痰の吸引、経管栄養の提供など

※但し、下線の痰の吸引、経管栄養の提供などは、認定特定行為業務従事者認定証を持つヘルパーで対応できる場合があります。

非日常的な買物の付添い

冠婚葬祭への外出付添い

利用者やヘルパーの自家用車を運転する

理美容やマッサージ

医師に説明する

説明を受ける

※印については内容の確認が必要です。

※ご不明な点は、事業所のサービス提供責任者や相談支援専門員に確認しましょう。